

大分大学学生会館規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第64条第2項の規定に基づき、大分大学学生会館（以下「会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会館は、大分大学の学生及び教職員の親睦を深め、学生の自主的活動を発展させるとともに、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 会館に、館長を置く。

2 館長は、学長が指名する理事をもって充て、会館の管理・運営責任者とする。

(事務)

第4条 会館に関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は、大分大学学生・留学生支援委員会が別に定める。

附 則（平成16年規程第96号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第52号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第13号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第66号）

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成24年規程第87号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第43号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第45号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第58号）

この規程は、令和2年8月24日から施行する。